

# 令和元年度とくしま「冬の阿波おどり」誘客イベント開催助成事業実施要綱

## (事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、徳島県への観光誘客を促進するため、宿泊施設が開催する、「阿波おどり」を活用した誘客イベント（以下「誘客イベント」という。）に対して、経費の一部を助成することにより、徳島県内の誘客イベントの開催を促進しようとするものです。

## (助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす、誘客イベントを開催した宿泊施設に対し、予算の範囲内で助成します。

## (助成要件)

第3条 以下の要件を満たし、事前に一般財団法人徳島県観光協会理事長（以下「理事長」といいます。）に助成金を申請し、理事長が承認した誘客イベントを対象とします。ただし、徳島県による他の助成事業との重複は認めません。

- (1) 令和元年1月5日（火）から令和2年2月29日（土）までの間に、県内の宿泊施設で開催すること。
- (2) 20人以上の「阿波おどり連」が実演すること。
- (3) ちらしやホームページにて、広報を行うこと。
- (4) アンケートに回答すること。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、承認したイベントについて、「阿波おどり」出演費用の1/2を限度とする。

## (申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」といいます。）は、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに助成金交付申請書（第1号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。

## (助成の決定)

第6条 理事長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。

## (事業の変更等)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合または事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書（第2号様式）を提出し、理事長の承認を受けてください。

## (実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了後14日以内の実績報告書（第3号様式）、請求書（第4号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

## (助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

## (交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後においても、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、理事長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。

附則 この要綱は、令和元年9月5日から施行します。